

第4章 施策の推進方策

1 基本目標別の施策展開

基本目標1 地域で子育てを支援するまちづくり

主要施策1-1 情報提供の充実

現状と課題

核家族化の進行により、家庭の中で経験から得られた子育ての知恵が、祖父母から父母へ、父母から子へ継承されるケースは少なくなっています。

また、マスメディアやインターネットを通じて子育てについての大量な情報が氾濫し、子育て中の親が子育てに必要な情報を見失いやすい状況にあります。

こうした中、本市では、「かまくら子育てナビきらきら」を発行するなど子育てに関する情報提供の充実に努めています。

ニーズ調査の結果によると、子育てを楽しく行うために必要なサービスについて、「子育てに関する総合的な情報提供」が就学前児童の保護者で29.1%、就学児童の保護者では35.4%となっており、子育てに関する総合的かつ利用しやすい情報提供の充実が求められています。

協議会、市民・団体別懇談会等においては、妊娠・出産期や乳幼児期などのライフステージを通じた切れ目のない情報提供が求められています。さらに、妊娠・出産期に母親が孤独感や不安感を感じる事が多いので、父親が協力して子育てに取り組むための情報提供も重要です。

情報は、誰もが身近な場所で収集できることが重要であり、今後もあらゆる手法や機会を通じて、情報提供を行う仕組みを充実する必要があります。

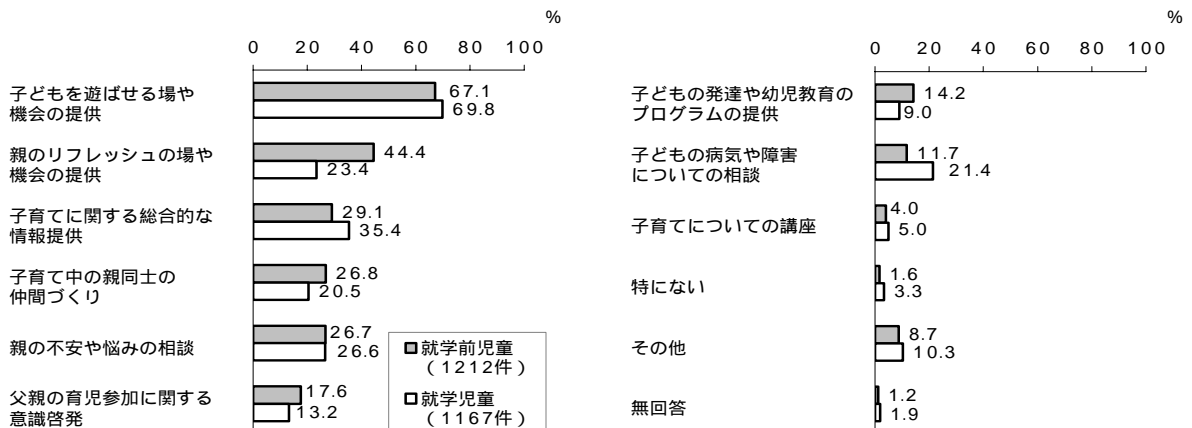


図 子育てを楽しく行うために必要なサービス

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

ライフステージに応じた情報提供があるとよい。妊娠期から児童・成年期までのトータルの情報がほしい。

父親に対して冊子などで妊娠・出産に関する知識を周知することが重要。

いろいろな場所で情報を直接得られることが重要。妊娠期はギリギリまで働いている人がいるためスーパー等に情報提供があるとよい。

後からこういうサービスがあったのか、などと気づくのではなく、必要としている当事者にサービスを行えるように情報提供することが大切。

多くの事業を実施しており、それについての情報を周知することを徹底していかなければいけない。

施策の方向性

ライフステージに応じた情報提供の充実

父親に対する情報提供の充実

あらゆる手段や機会を通じた情報発信
(身近な場所で情報収集ができる仕組みづくり)

情報が必要な人に確実に届く仕組みづくり

行政内における子育て支援情報の共有

具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体
1-1-1 かまくら子育てメディアスポットの運営	市役所内のかまくら子育てメディアスポットやホームページにて、「子育て支援コンシェルジュ」による子育て支援情報の収集・提供を行います。 また、子育て支援団体や地域活動の情報発信などに協力していきます。	事業の継続	こどもみらい課
1-1-2 「かまくら子育てナビきらきら」の発行	妊娠中から就学前までの子どもの子育てに役立つよう子育て支援情報誌を発行します。	配布場所の拡大 利用者が身近な場所で受け取れる環境をつくる [20年度 64 か所]	こどもみらい課
1-1-3 父子健康手帳	父親に対し、妊娠・出産・育児に関する知識の周知や情報提供を行い、育児支援を図ります。	交付数の拡充 [20年度 316 冊]	市民健康課

主要施策 1 - 2 相談体制の充実

現状と課題

子育て家庭と地域の人々との交流の機会が少なくなる中で、孤立し、家庭の中でひとりで子育てに悩む親が増加しています。

本市では、子育て中の親が気軽に子育ての悩みや不安を話し合ったり、相談できる場の提供に努めています。

ニーズ調査の結果では、子育てをされていて分からなくなることがある人（「よくある」「時々ある」を合わせた割合）は、就学前児童の保護者で 58.7%となっており、多くの親が子育て中に不安を感じていることが伺われます。

子育ての不安に関する内容は様々で、不安を感じていることを解消していくことが重要であり、身近で気軽に相談できる仕組みづくりを充実するとともに、関係機関との連携を強化するなど相談体制をより一層、充実する必要があります。

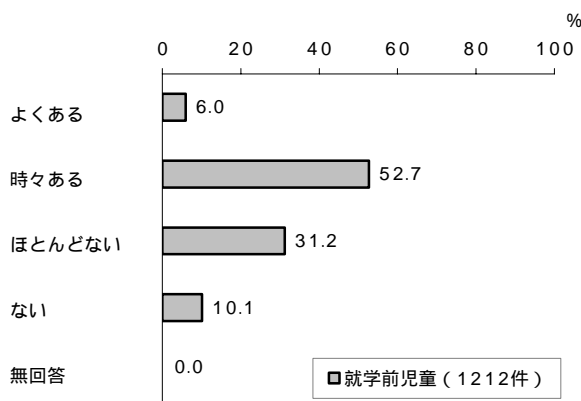


図 子育てをされていて分からなくなることがあるか

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

地域で子育て支援を続けることで信頼関係ができ、きめ細かいケアができる。
母親と子どもだけだと煮詰まっている人は、仲間ができると安心する。
引きこもっている人をいかに救うかということが重要。

施策の方向性

子育てに共感できる機会の提供

相談事業における連携の強化

身近で気軽に相談できる仕組みづくり

具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体
1-2-1 地域子育て相談体制	親たちが子育ての悩みなどを気軽に相談できるよう、子育て支援センター、保育所を活用し、相談体制の充実に努めます。 保育所では、地域子育て支援の一環として電話等での育児相談を受付けています。	子育て支援センターは未実施地域での整備を検討 [20年度3か所] 全認可保育所で実施 [20年度全公立保育所・7私立保育所で実施]	こども相談課 保育課
1-2-2 「こどもと家庭の相談室」の実施 (重複掲載 6-1-4)	子どもと家庭の福祉並びに児童虐待に関する第一義的相談窓口として幅広い相談の受付を行います。 相談・通告への対応に当たっては、児童相談所を始めとする関係機関との連携のもとに取組みます。 また、相談員が子育て支援センター等に出向いて、保護者から直接育児などの相談が受けられるような出張相談に取組みます。	事業の拡充	こども相談課
1-2-3 各種相談体制の充実及び連携	各種相談事業を充実し、各相談窓口と関係機関との連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・親子健康相談 2-1-3 参照 ・思春期相談体制の充実 2-3-1 参照 ・教育相談事業の充実 3-2-4 参照 ・相談体制の推進 6-3-1 参照 ・障害児者への相談支援体制の推進 6-3-21 参照 ・相談支援事業 6-3-23 参照 	関係各課
1-2-4 育児相談及び講演会	幼稚園において、幼児教育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言、その他必要な援助を行います。	事業の継続	私立幼稚園
1-2-5 地域の民生委員児童委員、主任児童委員の活動	地域には厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員児童委員が、市民の立場で子育ての相談、情報提供などの支援を行っています。 主任児童委員は、親子で遊べる場、子育ての仲間づくりの場を設けるなど、地域の中の身近な相談相手として活動しています。	事業の継続	鎌倉市民生委員児童委員協議会

主要施策 1 - 3 地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

近年、子育てにおける孤立感や、子育てに対する負担感の増大により。親の育児不安が指摘されており、共働き家庭のみならず、すべての子育て家庭を対象とする支援の充実が求められています。

こうした中、本市では、子育て支援センターやファミリーサポートセンター事業を通じて地域における子育て支援サービスの充実に努めています。

また、民生委員児童委員や主任児童委員、NPO や地域の子育て支援グループの活動も活発に行われています。

協議会、市民・団体別懇談会等においては、子育て家庭が地域で孤立しないよう、声かけや見守りを行い、地域の中で子育てを支えていくことが重要であるといった意見もあり、地域において、お互いに助け合っていける仕組みづくりが求められています。

また、出産前から子育ては始まっており、妊娠期から地域で交流できる機会の充実が重要です。

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

妊娠中に赤ちゃんとふれあえたり、子育てサロンに行く機会があるといい。

お母さん同士など地域でのコミュニケーションの場が減っている。

同じ年齢の子どもがいる親同士の交流はあるが、それ以外だとあまりない。年齢が少し上の子どものいる親と交流すると参考になることが多く、そういった機会が地域で持てると良い。

一時預かりを時々利用しているが、急に預かってほしい時にいっぱい、利用できないことがある。

ファミリーサポートセンター事業は高齢者や子育てが一段落したお母さんに支援会員として参加してもらうなど、地域で支え合う制度にしていくといい。

ファミリーサポートセンター利用料がもっと安くなるか、無料に近い状態で利用できれば、保育園入所を待機している人も助かると思う。

施策の方向性

地域でお互いに助け合う仕組みづくり

親子で集え、地域で交流できる機会の充実

様々な支援サービスの充実（すべての子育て家庭への支援）

具体事業一覧

事業名		事業内容	方向性	実施主体
1-3-1	子ども会館 (重複掲載 4-3-1)	地域の子どもに健全な遊び場を提供し、心身の健やかな育成を図ります。	一日あたり平均来館者数 10%アップ [20 年度一日あたり平均来館者数 247 人]	青少年課
1-3-2	子育て支援センターの充実 (重複掲載 3-3-2・4-3-2)	子育て家庭に対してアドバイザーが子育てでの情報提供や、育児相談に応じます。リースペースの子育てひろばも設置します。	未実施地域での整備を検討 [20 年度 3 地域に設置]	こども相談課
1-3-3	保育所における地域育児センター活動	多様化する子育てニーズに対応するため、子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供など、子育て家庭を総合的に支援する地域育児センター活動を行います。	事業の継続	保育課
1-3-4	つどいの広場事業 (重複掲載 4-3-3)	子育て支援センターのない地域に、乳幼児(特に0～3歳)を持つ子育て中の親子の交流、つどいの場を提供します。	1 地域 2 箇所 (支援センター開設のため) [20 年度 2 地域 4 箇所]	こどもみらい課
1-3-5	市主催事業における託児サービス	乳幼児のいる親が、市の主催する事業へ参加できるよう託児サービスを推進します。	事業の継続	各課
1-3-6	ファミリーサポートセンター事業 (重複掲載 5-2-3)	仕事と育児の両立等のため、育児支援や家事支援を必要とする市民が、育児支援・家事支援を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリーサポートセンター事業を推進します。	事業の継続	こども相談課
1-3-7	在宅子育て家庭支援事業	妊娠中の者、在宅で就学前の子どもを養育している保護者、又は小学生までの子育てをしている家庭で同一世帯の家族が病気になる等育児又は家事の援助が必要な保護者が、ファミリーサポートセンター又は子育て支援事業者を利用した場合、利用料の一部を助成します。	事業の継続	こども相談課
1-3-8	空き店舗を活用した保育サービス等提供施設の設置支援	商店街の賑わいの創出・活性化及び保育サービス等の提供の促進を図るため、空き店舗を活用したコミュニティ施設の設置時に要する改装費・賃借料等の支援を図ります。	事業の継続	産業振興課
1-3-9	一時預かり (重複掲載 1-4-6)	保護者の病気等により、一時的に保育が必要な場合に対応できるよう、一時預かりを行います。	事業の継続	保育課
1-3-10	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	児童を養育している家庭の保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合などに、児童養護施設等で一時的に養育・保護します。	3 施設での受け入れを継続	こども相談課
1-3-11	夜間養護等(トワイライト)	保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭で児童を養育することが困難になった場合などに、児童を児童養護施設等で保護し、生活指導、食事の提供等を行います。	研究・検討 [20 年度未実施]	こども相談課
1-3-12	子育て支援行事等の開催	子育て中の親子が共に集える遊び場や「親子で楽しめるもの」、「親自身のリフレッシュとなるもの」、「子育てに役立つもの」の講座等を開催します。	事業の継続	こどもみらい課

事業名		事業内容	方向性	実施主体
1-3-13	子育て親子講座事業	子ども会館を会場に、主に乳幼児を持つ子育て中の親子を対象として、しつけ、遊びや食育など子育てに役立つ講座等を開催します。	一講座あたり参加者数の10%アップ [20年度19人]	青少年課
1-3-14	保育所のホール等を活用した地域での子育て支援事業	保育所の地域における子育て支援事業の一つとして、深沢こどもセンター内のほいくえんホールを、市内の子育て支援グループに無料で開放します。 なお、大船保育園の多目的室についても、同様に開放します。	事業の継続	保育課
1-3-15	地域開放	幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を推進することや各種の子育て支援サービスを行います。	事業の継続	私立幼稚園
1-3-16	幼稚園における学童保育	放課後児童の健全育成に関して、幼稚園も地域の社会資源の積極的な活用を検討しつつ、対策が必要な児童のすべてを受け入れる体制の整備を目指した事業に取り組んでいます。	検討 [20年度0園 預かり保育の実施時間に合わせて、卒園児や園児の兄・姉に限り実施3園]	私立幼稚園
1-3-17	青空自主保育	子どもが自然の中で遊びたいと遊ぶことを目的に、保育者と当番の親が引率して鎌倉の海や山に出かけています。	事業の継続	にこにこ会 (就園前の子どもを持つ親)
1-3-18	青空自主保育	鎌倉の豊かな自然の中で、子育て親育ちができるような環境を作りたいと願う親たちによる、野外活動を主とした青空ようちえんです。	事業の継続	やんちゃお(5,6歳児の親)
1-3-19	子育て支援の分かち合い	地域の人たちと一緒に一人ひとりできることで「心豊かな子育て、親育ち支援」の輪を広げます。	事業の継続	NPO法人かまくらキッズ・ママ
1-3-20	子育て支援グループの連携と交流 子育て支援行事等の開催	子育て中の母親のリフレッシュや交流を図り、自分を見つめ直す機会としての講座を企画・運営しています。「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに日頃、触れる機会のない工具や火などを使って遊ぶ冒険遊び場を開催。常設化を目指しています。	事業の継続 一日冒険遊び場については、常設化に向けて拡充	かまくら子育て支援グループ懇談会
1-3-21	子育てサロン (重複掲載4-3-9)	児童の健全育成のために、主任児童委員が中心となり、未就学児を対象に小地域でサロン活動を行っています。	事業の継続	地区社会福祉協議会 地区民生委員児童委員協議会
1-3-22	一日冒険遊び場	谷戸の散策、農作業の手伝い、どろんこの遊び、生き物とのふれあい、草花あそびなど。年齢制限なく、大人から子どもまで一緒になって里山体験をしながら自然に親しんでもらいます。主に会員を対象としていますが、一日冒険遊び場として自由参加の日も設けています。また、かまくら子育て支援グループ懇談会と共同での開催もしています。	事業の継続	NPO法人山崎・谷戸の会

主要施策 1 - 4 保育サービスの充実

現状と課題

近年は女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。また、土曜日、日曜日の勤務、パートタイム労働等、勤務形態も多様化しており、それにとまない保育ニーズも多様化しています。

本市では、平成16年度以降、認可保育所の分園設置や定員数の拡充に努めるとともに認定保育施設への支援、延長保育事業や休日保育事業、病後児保育事業など、通常保育の他多様な保育サービスを行ってきました。

今後も保育ニーズは増加することが考えられますが、限られた財源の中で、ニーズを的確に把握しながら事業の見直しや精査を行い、きめ細かな保育サービスを提供していく必要があります。

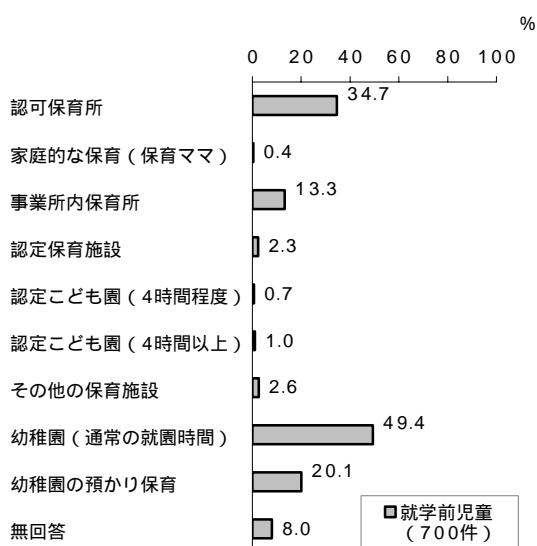


図 現在利用している保育サービス

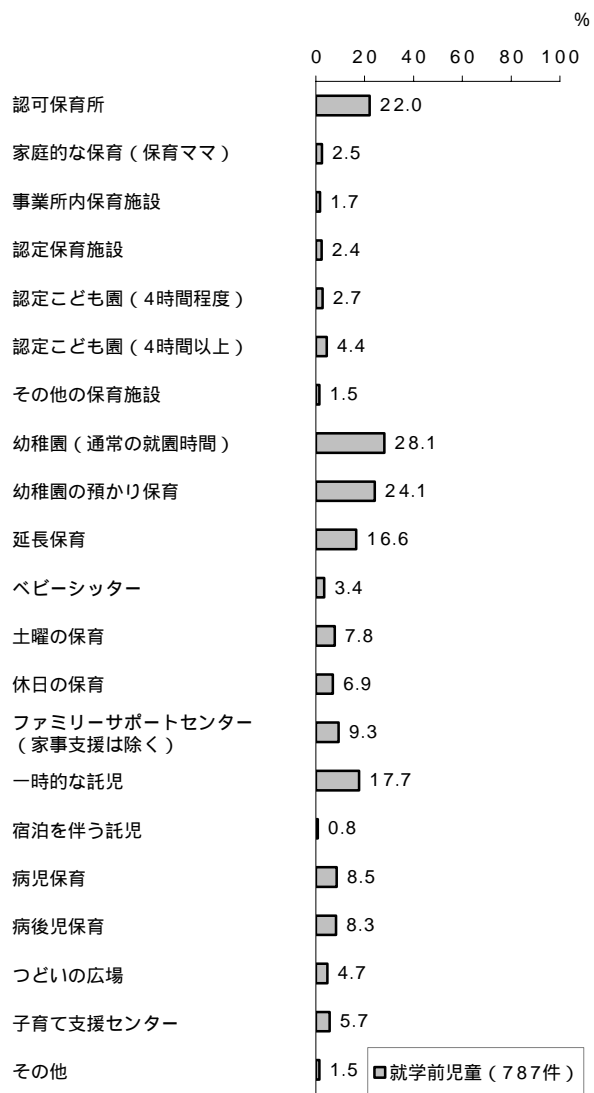


図 今後利用したい保育サービス

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

鎌倉市は居住環境がいいということで引っ越してくる保護者がいるが、実際には保育園には待機児が多くて入れないため、出産をためらう場合がある。

保育園の数が足りない。保育園の待機児童問題について対策を講じていただきたい。

延長保育を充実してほしい。都心まで 90 分かかかる地域のため、フルタイムで働くためには 20 時までには必須。

施策の方向性

多様化する保育ニーズへの対応

保育の質の向上

具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体
1-4-1 通常保育	保護者が就労をしているなど、児童福祉法等に定められている「保育に欠ける児童」を入所させる施設で、児童福祉法に基づく児童福祉施設最低基準を満たす施設として知事等の認可を受けた保育所や市町村が認定した認定保育施設で実施します。	認可保育所受入数1,827名 [20年度認可保育所定員数1,506人受入数1,602人]	保育課
1-4-2 延長保育	就労形態の多様化や、勤務時間の長時間化に対応できるよう、保育時間の延長及び延長保育実施保育所の拡大を図ります。	全認可保育所での実施を継続	保育課
1-4-3 夜間保育	就労形態の多様化や、勤務時間の長時間化に対応できるよう、夜間保育の検討をします。	検討 [20年度未実施]	保育課
1-4-4 休日保育	就労形態の多様化による様々な保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。 また、需要の状況を把握しながら、実施保育所の拡大等を検討します。	事業の継続	保育課
1-4-5 病後児保育	病気回復期の乳幼児を一時的に預かる事業を推進します。(施設型)	事業の継続	保育課
1-4-6 一時預かり (重複掲載 1-3-9)	保護者の病気等により、一時的に保育が必要な場合に対応できるよう、一時預かりを行います。	事業の継続	保育課
1-4-7 特定保育	保護者の就労形態の多様化に伴い、平均週2、3日程度(1か月当たりおおむね64時間以上)または、午前か午後のみ、必要に応じて、一定の日数や時間に行う保育を推進します。一時預かりとあわせて対応します。	事業の継続	保育課
1-4-8 低年齢児保育	産後休暇明け・育児休業明けでの乳児保育の需要に応えるため、低年齢児保育を実施します。	公立2保育所・私立8保育所での実施を継続	保育課

事業名		事業内容	方向性	実施主体
1-4-9	統合保育 (障害児保育) (重複掲載 6-3-10)	障害のある子どもの発達の状態に応じて、保育所での集団生活の中で、お互いの理解を深め協力しながらともに育っていきけるよう、統合保育の推進に努めます。	事業の継続	保育課
1-4-10	保育園児の健康管理	保育園児の健全な身体の育成のために、定期的に身体測定・健康診断等を行い、発育・発達状況を把握し、健康増進に努めます。 また、保健衛生担当嘱託員を配置し、各保育所を巡回します。	全認可保育所での実施を継続	保育課
1-4-11	送迎保育ステーション事業	待機児童対策の一環として、駅を中心とした送迎保育と、これと併せた一時預かり・延長保育の実施を検討します。	検討 [20年度未実施]	こどもみらい課 保育課
1-4-12	保育サービス評価	保育所の提供するサービスについて、自己評価に加えて、利用者の認識・把握と第三者機関による評価の実施を検討します。 私立保育所についても取組みを要請していきます。	順次実施 [20年度未実施]	保育課
1-4-13	子どもの家 (重複掲載 5-2-4)	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に、子どもの家を利用して、適切な遊び場及び生活の場を提供し、ガイドラインの遵守に努めつつ健全な育成を図ります。	待機児童数0人の維持と環境の整備	青少年課
1-4-14	障害児のための子どもの家の受入れ (重複掲載 6-3-11)	ノーマライゼーションの観点から、障害のある児童の子どもへの受入れについて環境を整えます。	事業の継続	青少年課
1-4-15	公立保育所の拠点化	公立保育所は、拠点園としての機能を充実させていきます。	事業の継続	こどもみらい課 保育課
1-4-16	保育施設の整備・活用	保育の安全確保及び市民ニーズの多様化に対応するため、老朽化した保育施設の改築等の整備を図ります。 また、既存施設の有効利用と改築に合わせ、保育スペースの確保を図ります。	事業の継続	こどもみらい課 保育課
1-4-17	家庭的保育事業	保育需要に対応するため、保育の経験や技能を有する人が保育を行う制度の拡充を図ります。	家庭的保育者の登録 6人 利用者 18人 [20年度未実施]	保育課
1-4-18	公共施設等を活用した保育サービスの提供	待機児童解消のため、公共施設等既存施設を活用した保育サービスの提供について検討します。	検討 [20年度未実施]	保育課 こどもみらい課
1-4-19	預かり保育	幼稚園に就園している幼児につき、当該幼稚園において、教育課程に係る教育時間の終了後に教育活動を行います。	事業の継続	私立幼稚園
1-4-20	幼稚園児の健康管理	幼稚園児の健全な身体の育成のために、定期健康診断及び尿・ギョウ虫検査等を実施します。	事業の継続	私立幼稚園

主要施策 1 - 5 子育て支援のネットワーク体制の充実

現状と課題

家庭や地域を取り巻く社会状況の様々な変化とともに、人々の意識やライフスタイルが変化し、これまでの地域の中での「つながり」が希薄になっています。子育ての不安感や負担感が解消されない原因としては、その「つながり」が希薄になっていることも要因として考えられます。

こうした中、本市では、子育てに関係する団体等のネットワークの構築に努めてきましたが、まだ不十分な点もあり、さらなる関係機関等の連携・協働が求められています。

また、既存のネットワークを強化するとともに、庁内における関係各課の連携を強化し、子育て支援のネットワーク体制を充実することが重要です。

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

引きこもっている人をいかに救うかということが重要。

子育てサークルに参加するが、運営に回りたいがらない。リーダーがいると良い。

参加者が「お客様」というようなサービスではなく、親同士が友達になれるようにするのが良いのではないか。

施策の方向性

関係機関等の連携強化・協働

庁内における関係各課の連携強化

具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体
1-5-1 ネットワークの促進	子ども関連のすべての機関・団体が、子どもの健全育成に向けて、より一層連携を強化して行動できるよう協働関係を促進します。	事業の継続	こどもみらい課
1-5-2 地域福祉活動	地域の会館等を活用し、身近な小グループでの子育てを推進するため、保育所、社会福祉協議会、主任児童委員や育児ボランティア等との連携を図ります。	事業の継続 保育所では検討[20年度保育所では未実施]	市民健康課 保育課

主要施策 1 - 6 経済的支援の充実

現状と課題

近年の長引く不況から、失業率の上昇や収入の減少から、家計に占める子育てに係る経済的負担の割合が増えてきています。

本市では、小児医療費の助成や幼稚園就園奨励費補助金の交付など、対象者の拡大や支給額の増額などを行い、経済的支援に努めてまいりました。

ニーズ調査の結果では、理想より持つつもりの子どもの人数が少ない理由について、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」は就学前児童の保護者で 80.6%、就学児童の保護者で 69.8%と高くなっており、今後も限られた財源の中ではありますが、経済的支援が必要な家庭に対して、継続して行う必要があります。

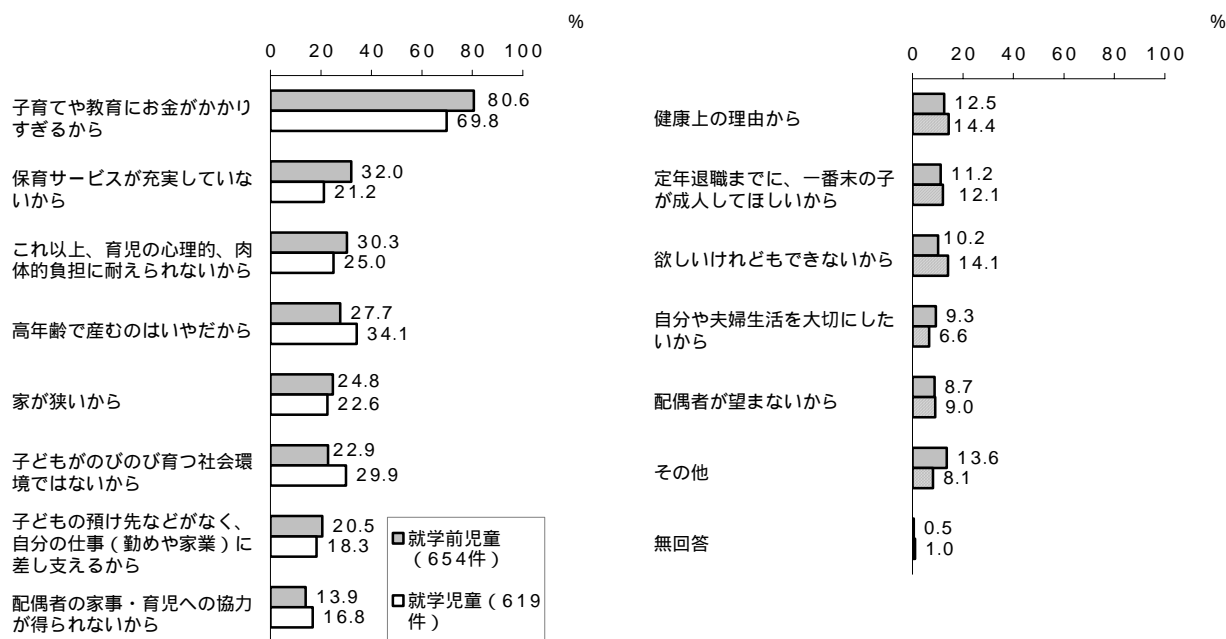


図 理想より持つつもりの子どもの人数が少ない理由

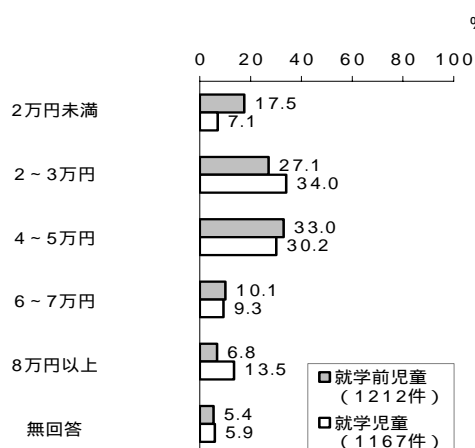


図 子育てにかかる1か月の費用

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

経済的支援を充実して欲しい。お金がかからなければ、もっと子育てできる。

中学・高校とますます学費など経済的負担が大きくなる時期に、少しでもその負担を少なくしてもらいたい。

施策の方向性

支援が必要な子育て家庭に対する支援

具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体	
1-6-1	私立幼稚園等就園奨励費補助金の交付	入園料及び保育料の減免を行う私立幼稚園等の設置者に対して、補助金を交付します。	国の方向性を考慮して交付を継続	こどもみらい課
1-6-2	ひとり親家庭の家賃の助成 (重複掲載 6-2-6)	ひとり親家庭に家賃の一部を助成することにより、その生活の安定と自立の支援を行います。	事業の継続	こども相談課
1-6-3	小児医療費助成	0歳～小学6年生の入・通院と、中学生の入院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。(ただし、小中学生については所得制限あり)	小学6年生まで所得制限を廃止	保険年金課
1-6-4	ひとり親家庭の医療費の助成 (重複掲載 6-2-9)	18歳に達した後の最初の3月31日までの児童と、その養育者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。	事業の継続	保険年金課
1-6-5	障害者医療費助成 (重複掲載 6-3-6)	一定程度以上の障害がある障害者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。	事業の継続	保険年金課
1-6-6	就学援助事業	経済的な理由により就学困難な市立小中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品、学校給食費等の一部を援助します。 また、市立小中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者に対して学用品、学校給食費等を援助します。	基準の維持 [20年度前年度所得が生活扶助基準額等の1.5倍未満までの世帯を対象に扶助]	学務課
1-6-7	奨学金給付事業	経済的な理由により、高等学校等への修学が困難な者の保護者等に対して奨学金を給付します。	国の動向により事業の方向性を決定	学務課
1-6-8	児童手当	児童手当法に基づき、小学6年生以下の児童に手当を支給します。	事業の継続	こども相談課
1-6-9	児童扶養手当 (重複掲載 6-2-7)	児童扶養手当法に基づき、母子家庭等に手当を支給します。	事業の継続	こども相談課

事業名		事業内容	方向性	実施主体
1-6-10	特別児童扶養手当 (重複掲載 6-3-7)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、一定の障害のある児童(20歳未満)の父又は母若しくは養育者に手当を支給します。	事業の継続	こども相談課
1-6-11	ひとり親家庭等児童の大学進学支度金 (重複掲載 6-2-8)	ひとり親家庭等の子どもが大学等に進学するに当たり、支度金を交付します。	事業の継続	こども相談課
1-6-12	遺児卒業祝金贈呈	遺児が中学校を卒業するに当たり、その保護者に卒業祝金を交付します。	事業の継続	こども相談課
1-6-13	知的障害児通園施設利用支援 (重複掲載 6-3-22)	国の施策動向を注視しつつ、あおぞら園知的障害児通園施設利用児童の施設利用料を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	事業の継続	発達支援室